

政治倫理条例制定特別委員会

松永 孝男 委員長コメント

昨年、富士宮市議会では、複数の逮捕者を出す不祥事が発生し、議会の信頼は大きく失墜してしまいました。この信頼回復のため、小松快造前議長から政治倫理条例の制定についての提案があり、富士宮市議会政治倫理条例制定特別委員会が設置され、これまでに18回の委員会を開催し、議論を重ねてきました。

条例の主な内容としては、①目的・責務では、条例制定の目的と議員の責務、市民の役割を規定。②政治倫理基準では、遵守すべき基準を明記。③審査会及び④市民の審査請求では、政治倫理基準に違反する疑いがある場合、調査と措置を審査する審査会を設置し、審査請求の権利を議員のみでなく、市民にも認めることを規定。この他、審査会に至る前に、議員自ら真実を明らかにするための説明責任などを規定し、公正で開かれた民主的な市政発展に寄与する内容としました。

7/15～8/14の間、パブリックコメントで市民皆様のご意見を伺い、9月定例会冒頭での議決を経て、10月1日からの施行を目指します。



▲政治倫理条例制定特別委員会の議員

議会運営委員会

佐野 和彦 委員長コメント

今期2度目の議会運営委員長を務めさせていただきます、佐野和彦です。

1度目(R2.5～R3.5)の委員長の時には、新型コロナウイルス感染症拡大時等の非常事態時でも議会が開けるように、「議会BCP」いわゆる事業継続計画を策定しました。

今回の課題は、改正個人情報保護法に議会が含まれていないため、新たに条例化してこれに対応することになります。また、現在富士宮市議会では議員に対し、1人1台タブレットが貸与されています。以前、これを利用し試験的にリモート会議を行いました。今後正式に委員会をリモートで開催できるように進めていきます。

コロナ禍も3年目に入りましたが、国会では通常時に近い形態での開催となっています。市議会でも現状をしっかりと把握し、感染対策はもちろん行っていますが、あまり過度にならないように、通常の形態で議会が開催されるよう協議していきます。

このように大変重要な案件が山積していますが、議会には市民の皆様の笑顔のためにあることを改めて認識し、議会運営委員会の委員とともに頑張っていきたいと思えます。

